

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第860号

令和4年11月18日

自殺総合対策大綱の見直しについて（通達）

自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）については、「自殺総合対策大綱の見直しについて（通達）」（平成29年9月13日付け熊生企第851号）に基づき推進しているところであるが、自殺総合対策大綱が策定後5年を経過したことから見直しが行われ、令和4年10月14日、新たな自殺総合対策大綱（別添参照。以下「本大綱」という。）が閣議決定された。

各所属にあっては、本大綱の策定の趣旨を踏まえ、本大綱に盛り込まれた警察活動に関連する施策について、職員に周知徹底の上、自殺防止対策に取り組むこととされたい。

なお、本通達の施行に伴い旧通達は廃止する。

※ 別添（略）